

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

消費税が来年4月に8%へ引き上げられることが決定した。国の財政を立て直すためにやむを得ない措置とはいえ、増税によって経済的負担が増し、新聞の購読を中止する家庭がふえることが懸念される。

新聞は、公共性の高い民主主義の必需品である。欧米先進国では「知識には課税しない」との意識が浸透し、一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌、電子媒体上に税制上の配慮をしている国が多く見られる。

文字離れ、活字離れによって、地域住民、国民のリテラシー（読み書き能力、教養・常識）が衰えていくことは、行政、国の文化施策としても好ましいことではないと思われる。世界に誇る戸別配達制度にも影響を及ぼし、情報インフラ整備がおくれる地域では情報弱者を生み出しかねない。

よって、次の事項の実現を強く要望する。

1. 消費税増税に当たり、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日

大 垣 市 議 会